

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室¹⁶⁶) 法人税その58

子会社整理における注意点について

Q. 最近、M&Aなどの話題をよく聞きますが、子会社を整理する場合における注意点について教えてください。

A.

1. 合理的な整理計画又は再建計画

子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等については、その損失負担等に経済合理性がある場合には寄附金に該当しませんが、この経済合理性を有しているか否かの判断は、次のような点について、総合的に検討することとなります。

- ① 損失負担等を受ける者は、「子会社等」に該当するか。
- ② 子会社等は経営危機に陥っているか（倒産の危機にあるか）。
- ③ 損失負担等を行うことは相当か（支援者にとって相当な理由があるか）。
- ④ 損失負担等の額（支援額）は合理的であるか（過剰支援になっていないか）。
- ⑤ 整理・再建管理はなされているか（その後の子会社等の立ち直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか）。
- ⑥ 損失負担等をする支援者の範囲は相当であるか（特定の債権者等が意図的に加わっていないなどの恣意性がないか）。
- ⑦ 損失負担等の額の割合は合理的であるか（特定の債権者だけが不当に負担を重くし又は免れているか）。

(注)子会社等を整理する場合の損失負担等（法人税基本通達 9-4-1）の経済合理性の判断の留意点

- ・上記②については、倒産の危機に至らないまでも経営成績が悪いなど、放置した場合には今後より大きな損失を蒙ることが社会通念上明らかであるかどうかを検討することとなります。
- ・上記⑤については、子会社等の整理の場合には、一般的にその必要はありませんが、整理に長期間を要するときは、その整理計画の実施状況の管理を行うこととしているかどうかを検討することとなります。

2. 経営危機に陥っていない子会社等に対する支援

経営危機に陥っていない子会社等に対する経済的利益の供与は、その利益供与について緊急性がなく、やむを得ず行うものとは認められませんから、寄附金等に該当することとなります。

子会社等が経営危機に陥っている場合とは、一般的には、子会社等が債務超過の状態にあることなどから資金繰りが逼迫しているような場合が考えられます。

なお、債務超過等の状態にあっても子会社等が自力で再建することが可能であると認められる場合には、その支援は経済合理性を有していないものと考えられます。

子会社等の整理に当たり、整理損失が生じる子会社等は、一般的に実質債務超過にあるものと考えられます。

3. 債務超過の状態にない債権者に対して債権放棄等をした場合

一般的に、債務超過でない債権者に対して債権放棄等をした場合でも、営業状態や債権放棄等に至った事情等からみて経済合理性を有すると認められる場合には、債権放棄等による経済的利益の供与の額は、寄附金に該当しないものとして法人税法上損金算入が認められます。

例えば、実質的に債務超過でない子会社等の再建等に際して債権放棄等を行う場合としては、次のような場合などが考えられます。

- ① 営業を行うために必要な登録、認可、許可等の条件として法令等において一定の財産的基礎を満たすこととされている業種にあつては、仮に赤字決算等のままでは登録等が取り消され、営業の継続が不可能となり倒産に至ることとなるが、これを回避するために財務体質の改善が必要な場合
- ② 営業譲渡等による子会社等の整理等に際して、譲受者側等から赤字の圧縮を強く求められている場合

なお、財務諸表上は債務超過でないが資産に多額を含み損があり実質的な債務超過によって経営危機に陥っている子会社等に対して、合理的な再建計画に基づいてやむを得ず債権放棄等を行ったといったような場合は、経済合理性を有することはいうまでもありません。

4. 損失負担(支援)額の合理性

損失負担(支援)額が合理的に算定されているか否かは、次のような点から検討することとなります。

- ① 損失負担(支援)額が、子会社等を整理するため又は経営危機を回避し再建するための必要最低限の金額とされているか。

② 子会社等の財務内容、営業状況の見通し等及び自己努力を加味したものとなっているか。

子会社等を再建又は整理するための損失負担等は、子会社等の倒産を防止する等のためにやむを得ず行われるものですから、損失負担(支援)額は、必要最低限の金額でなければなりません。一般的に、支援により子会社等に課税所得が発生するようなケースは少ないと考えられます。

支援金額が過剰と認められる場合には、単なる利益移転とみなされ、寄附金課税の対象となります。

なお、支援の方法としては、無利息貸付、低利貸付、債権放棄、経費負担、資金贈与、債務引受けな

どがあり、その実態に応じた方法が採用されることとなるものと考えられます。

更に必要最低限の支援であり、子会社等はそれなりの自己努力を行っていることが通例ですから、損失負担(支援)額は、被支援者等の自己努力を加味した金額となります。

この場合、どのような自己努力を行うかは、法人の経営判断ですが、一般的に遊休資産の売却、経費の節減、増減資等が考えられます。

(税制委員会:忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿)
(監修:関東信越税理士会 松本支部)

【ふるさとの食】シリーズ ②

昆虫食の今昔

『伝統の食文化から観光資源へ。そして食糧問題の解決策へ?』

地域固有の食文化の再評価の中で、観光資源としての昆虫食が見直されるようになりました。最初は昆虫食になじみのない都市部からの観光客向けの高級珍味として郷土料理店で提供され、さらには海外客向けのガイドブックには松本で挑戦すべき伝統食材として掲載されるまでの人気メニューとなりました。

また信州の昆虫食文化をより身近に感じてもらうと、松本大学と安曇野市の食品メーカーでは、蜂の子といなごの佃煮のパウダーを使った「はちの子のパイまんじゅう」と「イナゴおかき」を商品開発し、県内のサービスエリア



はちの子のパイまんじゅう



イナゴおかき

や土産品店などで信州ならではのインパクトのある土産として注目を集めています。

2013年には国連食糧農業機関 (FAO) が、食糧問題の解決策の一つとして昆虫を食用や家畜の飼料として活用することの可能性を報告したことで、世界的にも昆虫食への関心が高まりつつあります。栄養価が高く、家畜に比べて短期間に省スペース、低コストでの飼育が可能な昆虫は、直接食べるにしろ、家畜や養殖の餌として活用するにしろ、人類の未来には必要不可欠かもしれません。まだ食べたことの無い方も、久しぶりの方も、レポートリーが増えつつある昆虫食に挑戦してみたいかがでしょうか。

【取材協力:松本大学人間健康学部 矢内和博准教授】
(横沢敏編集委員)

第18回会員親睦ボウリング大会中止のご案内

本年度予定しておりました「第18回会員親睦ボウリング大会(令和4年2月17日(木)開催予定)」につきまして、主管する当会厚生委員会において実施の検討を進めて参りましたが、今後の新型コロナウイルス感染拡大予測、競技の実施形態などを総合的に勘案し、誠に残念ながら中止とさせていただきますこととなりました。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。